

令和7年4月30日から盛土規制法の規制が始まりました

■ 盛土規制法の概要

盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、土地の用 途(宅地、森林、農地等)に関わらず、危険な盛土等を全国一律 の基準で包括的に規制

(旧「宅地造成等規制法」を抜本的に改正、R4.5月公布、R5.5月施行)





要件

R3.7月 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟

盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針

1. スキマのない規制

盛土等により人家等に被害を及ぼしう る区域を規制区域として指定し、規制 区域内で行われる盛土等を都道府県 知事等の許可対象に

3. 責任の所在の明確化

土地所有者等の責務を明確化し、必要 に応じて是正措置等を命令

2. 盛土等の安全性の確保

災害防止のために必要な許可基準を 設定し、基準に沿って安全対策が行わ れているか確認

4. 実効性のある罰則の措置

罰則の水準を強化(最大で懲役3年以 下、罰金1000万円以下、法人重科3 億円以下)

■ 規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土 等が行われれば人家等に危害を及 ぼしうるエリア

〔県土の約3割〕

※山形市内の規制区域は 山形市長が令和7年4月1日に指定 済みです。



特定盛土等規制区域

地形等の条件から、盛土等が行われ れば人家等に危害を及ぼしうるエリア 〔県土の約7割〕

> 規制区域図は 県ホームページ をご覧ください。



■ 許可が必要となる盛土等の例

字:宅地造成等工事規制区域 緑文字:特定盛土等規制区域

イメージ図

, (盛土又は切土のみの場合も含む)

土地の形質の変更 (盛土・切土)

	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
盛土で高さが 1m超 2m超 の 崖を生ずるもの	高さ
切土で高さが <mark>2m超 5m超</mark> の 崖を生ずるもの	切土 高さ
盛土と切土を同時に行い、高さ が <mark>2m超</mark> 5m超 の崖を生ずる もの	郷土 切土 高さ
盛土で高さが <mark>2m超 5m超</mark> と なるもの	盛士 高さ (産を生じないもの)
盛土又は切土をする土地の面積 が 500㎡超 3,000㎡超 とな	盛土切土面積





るもの

時的な 土石の堆積



要件	イメージ図
最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ300m超 1,500m 超となるもの	
最大時に堆積する面積が 500 ㎡超 3.000㎡超となるもの	

■ よくある問い合わせ

既に着手済みの工事はどうなるの?

規制区域指定の際に行われている未完了の 工事については、規制区域の指定の日から 21日以内(令和7年5月21日まで)に届出が 必要です。

許可申請には手数料がかかるの?

申請内容(工事の種類・土地の面積等)に応 じた許可申請手数料が必要です。ただし、届 出の場合、手数料は必要ありません。

許可申請から許可されるまでどれくら いかかるの?

標準的な処理期間は30日間(複数の市町村 にまたがる土地の申請は50日間)です。ただ し、休日や申請者が申請書類の訂正をして いる期間は含みません。内容により、より多 くの期間を要する場合がありますので、お早 めにご相談ください。

盛土規制法について 詳しくは盛土規制法 ポータルサイトを ご覧ください。



このリーフレットに関するお問い合わせ先 山形県 県土整備部 都市計画課 電話:023-630-2523

お問合せ先

宅地造成等を行う土地※	事前相談·申請等窓口	電話番号
上山市、天童市、山辺町、中山町、寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町、村山市、東根市、尾花沢市、大石田町	村山総合支庁 建設部 建設総務課	023-621-8408、 023-621-8207
新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	最上総合支庁 建設部 建設総務課	0233-29-1391
米沢市、南陽市、高畠町、川西町、長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	置賜総合支庁 建設部 建設総務課	0238-26-6099
鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町	庄内総合支庁 建設部 建設総務課	0235-66-5569